

労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について 新旧対照表

改正後		現行	
労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について		労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について	
1 第一号関係		1 第一号関係	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 研修の科目の一部又は全部免除		(2) 研修の科目の一部免除	
次の表の免除を受けることができる欄に掲げる者については、それぞれ同表の免除する科目の欄に掲げる科目の範囲で、研修の一部又は全部を免除することができること。		次の表の免除を受けることができる欄に掲げる者については、それぞれ同表の免除する科目の欄に掲げる科目の範囲で、研修の一部を免除することができること。	
免除を受けることができる者	免除する科目	免除を受けることができる者	免除する科目
衛生管理者免許を受けた者	労働者の健康管理	衛生管理者免許を受けた者	労働者の健康管理
労働衛生コンサルタント免許を受けた者	全部	(新設)	